

令和 5 年第 1 回神奈川県議会定例会議案

(予 算)

目 次		
議 案 番 号	件 名	ペー ジ
定県第 1 号議案	令和5年度神奈川県一般会計予算	1
	第1表 歳入歳出予算	2
	第2表 継 続 費	9
	第3表 債務負担行為	12
	第4表 地 方 債	16
定県第 2 号議案	同 年度神奈川県市町村自治振興事業会計予算	19
定県第 3 号議案	同 年度神奈川県公債管理特別会計予算	21
定県第 4 号議案	同 年度神奈川県公営競技収益配分金等管理会計予算	23
定県第 5 号議案	同 年度神奈川県地方消費税清算会計予算	25
定県第 6 号議案	同 年度神奈川県災害救助基金会計予算	27
定県第 7 号議案	同 年度神奈川県恩賜記念林業振興資金会計予算	29
定県第 8 号議案	同 年度神奈川県林業改善資金会計予算	31
定県第 9 号議案	同 年度神奈川県水源環境保全・再生事業会計予算	33
定県第 10 号議案	同 年度神奈川県沿岸漁業改善資金会計予算	35
定県第 11 号議案	同 年度神奈川県介護保険財政安定化基金会計予算	37
定県第 12 号議案	同 年度神奈川県母子父子寡婦福祉資金会計予算	39
定県第 13 号議案	同 年度神奈川県国民健康保険事業会計予算	41
定県第 14 号議案	同 年度地方独立行政法人神奈川県立病院機構資金会計予算	43
定県第 15 号議案	同 年度神奈川県中小企業資金会計予算	47

目		次	
議案番号	件名		ページ
定県第 16 号議案	同 年度神奈川県県営住宅事業会計予算		51
定県第 17 号議案	同 年度神奈川県流域下水道事業会計予算		55
定県第 18 号議案	同 年度神奈川県水道事業会計予算		59
定県第 19 号議案	同 年度神奈川県電気事業会計予算		63
定県第 20 号議案	同 年度神奈川県公営企業資金等運用事業会計予算		65
定県第 21 号議案	同 年度神奈川県相模川総合開発共同事業会計予算		67
定県第 22 号議案	同 年度神奈川県酒匂川総合開発事業会計予算		69

令和5年度神奈川県一般会計予算

令和5年度神奈川県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2兆2,616億6,100万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500億円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月13日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 税		千円 1,332,584,102
	1 県 民 税	379,363,674
	2 事 業 税	330,937,835
	3 地 方 消 費 税	446,291,577
	4 不 動 産 取 得 税	29,085,576
	5 県 た ば こ 税	9,652,717
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,610,460
	7 軽 油 引 取 税	39,987,767
	8 自 動 車 税	95,591,696
	9 狩 猟 税	14,891
	10 旧 法 に よ る 税	47,909
2 地 方 譲 与 税		178,332,328
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	175,668,809
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	1,525,291
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	45,053
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	943,334
	5 森 林 環 境 譲 与 税	149,841
3 地 方 特 例 交 付 金		4,500,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	4,500,000
4 地 方 交 付 税		103,000,000
	1 地 方 交 付 税	103,000,000
5 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		1,300,000

款	項	金 額
	1 交通安全対策特別交付金	1,300,000 ^{千円}
6 分担金及び負担金		349,600
	1 分 担 金	29,650
	2 負 担 金	319,950
7 使用料及び手数料		30,266,841
	1 使 用 料	17,166,214
	2 手 数 料	2,460,376
	3 証 紙 収 入	10,640,251
8 国庫支出金		338,939,606
	1 国庫負担金	63,829,709
	2 国庫補助金	272,558,457
	3 委 託 金	2,551,440
9 財産収入		3,075,832
	1 財産運用収入	2,008,492
	2 財産売払収入	1,067,340
10 寄 附 金		244,394
	1 寄 附 金	244,394
11 繰 入 金		111,892,919
	1 特別会計繰入金	1,475,321
	2 基金繰入金	110,417,598
12 繰 越 金		10,029
	1 繰 越 金	10,029
13 諸 収 入		29,286,349
	1 延滞金、加算金及び過料等	2,113,427

款	項	金 額
	2 預 金 利 子	千円 4,000
	3 貸 付 金 元 利 収 入	1,561,938
	4 受 託 事 業 収 入	7,616,176
	5 収 益 事 業 収 入	8,898,401
	6 負 担 交 付 収 入	6,252,784
	7 事 業 収 入	97,662
	8 受 講 料 収 入	36,427
	9 立 替 収 入	944,731
	10 福 利 厚 生 収 入	200,625
	11 徴 収 取 扱 収 入	39,004
	12 雑 入	1,521,174
14 県	債	127,879,000
	1 県 債	127,879,000
歳 入 合 計		2,261,661,000

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		3,835,404 ^{千円}
	1 議 会 費	3,835,404
2 総 務 費		411,232,538
	1 政 策 費	7,631,573
	2 市 町 村 振 興 費	4,142,601
	3 選 挙 費	2,218,187
	4 渉 外 費	24,031
	5 統 計 調 査 費	764,790
	6 総 務 管 理 費	52,214,135
	7 徴 税 費	324,668,746
	8 安 全 防 災 費	8,142,238
	9 国 際 文 化 観 光 費	6,540,957
	10 ス ポ ー ツ 費	3,502,751
	11 青 少 年 費	609,348
	12 人 事 委 員 会 費	345,065
	13 監 査 委 員 費	428,116
3 環 境 費		10,667,356
	1 環 境 管 理 費	8,332,612
	2 環 境 保 全 対 策 費	1,016,705
	3 自 然 保 護 費	1,318,039
4 民 生 費		346,350,132
	1 社 会 福 祉 費	16,099,498
	2 障 害 福 祉 費	79,064,511

款	項	金 額
	3 老 人 福 祉 費	133,821,701 ^{千円}
	4 生 活 保 護 費	8,709,188
	5 児 童 福 祉 費	108,655,234
5 衛 生 費		426,994,040
	1 公 衆 衛 生 費	227,393,470
	2 環 境 衛 生 費	2,396,297
	3 保 健 所 費	521,886
	4 医 薬 費	182,015,643
	5 病 院 費	14,666,744
6 勞 働 費		7,262,627
	1 勞 政 費	4,574,260
	2 職 業 訓 練 費	2,041,725
	3 雇 用 対 策 費	379,516
	4 勞 働 委 員 会 費	267,126
7 農 林 水 産 業 費		17,930,089
	1 農 業 費	2,320,952
	2 畜 産 業 費	664,801
	3 農 地 費	2,286,119
	4 林 業 費	9,522,752
	5 水 産 業 費	3,135,465
8 商 工 費		31,910,286
	1 商 工 総 務 費	15,360,931
	2 工 業 費	5,415,374
	3 商 工 金 融 費	11,133,981

款	項	金額
9 土 木 費		107,607,085 <small>千円</small>
	1 土 木 管 理 費	11,373,677
	2 道 路 橋 り よ う 費	40,204,515
	3 河 川 海 岸 費	28,378,317
	4 砂 防 費	7,936,644
	5 港 湾 費	976,012
	6 都 市 行 政 費	3,466,975
	7 都 市 計 画 費	7,238,076
	8 下 水 道 費	3,175,574
	9 住 宅 費	4,857,295
10 警 察 費		202,716,656
	1 警 察 管 理 費	192,719,761
	2 警 察 活 動 費	9,996,895
11 教 育 費		388,870,457
	1 教 育 総 務 費	26,980,453
	2 小 学 校 費	80,655,237
	3 中 学 校 費	46,810,718
	4 高 等 学 校 費	122,796,418
	5 特 別 支 援 学 校 費	38,352,833
	6 社 会 教 育 費	2,605,702
	7 保 健 体 育 費	511,219
	8 私 学 振 興 費	66,004,297
	9 大 学 費	4,153,580
12 災 害 復 旧 費		1,540,000

款	項	金 額
	1 農林水産施設災害復旧費	520,000 ^{千円}
	2 公共土木施設災害復旧費	1,020,000
13 公 債 費		302,743,827
	1 公 債 費	302,743,827
14 諸 支 出 金		503
	1 普 通 財 産 取 得 費	503
15 予 備 費		2,000,000
	1 予 備 費	2,000,000
歳 出 合 計		2,261,661,000

第 2 表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
			千円		千円
2 総務費	7 徴税費	藤沢合同庁舎設備棟新築工事費	645,000	5	31,000
				6	614,000
2 総務費	7 徴税費	高相合同庁舎除却費	545,000	5	294,000
				6	251,000
2 総務費	7 徴税費	川崎県税事務所新築工事費	1,054,000	5	195,000
				6	859,000
2 総務費	9 国際文化観光費	地球市民かながわプラザ空調設備更新工事費	199,000	5	54,000
				6	145,000
2 総務費	9 国際文化観光費	地球市民かながわプラザ非常用発電設備工事費	15,000	5	6,000
				6	9,000
2 総務費	9 国際文化観光費	神奈川近代文学館エレベーター改修工事費	76,000	5	14,000
				6	62,000
2 総務費	10 スポーツ費	スポーツセンターアリーナ1改修工事費	1,405,000	5	175,000
				6	1,230,000
4 民生費	5 児童福祉費	大和綾瀬地域児童相談所移転工事費	587,000	5	23,000
				6	564,000
5 衛生費	3 保健所費	平塚保健福祉事務所秦野センター新築工事費	1,216,000	5	122,000
				6	1,094,000
5 衛生費	5 病院費	総合リハビリテーションセンター屋内訓練棟改修工事費	456,000	5	161,000
				6	295,000

款	項	事業名	総額	年度	年割額
8 商工費	1 商工総務費	浦島合同庁舎（仮称）新築 工事費	3,191,000	5	33,000
				6	151,000
				7	892,000
				8	1,664,000
				9	451,000
8 商工費	1 商工総務費	浦島合同庁舎（仮称）新築 工事推進費	52,700	5	5,100
				6	17,900
				7	10,500
				8	10,500
				9	8,700
10 警察費	1 警察管理費	多摩警察署改修工事費	766,000	5	306,000
				6	322,000
				7	138,000
11 教育費	1 教育総務費	愛川ふれあいの村屋根改修 工事費	212,000	5	109,000
				6	103,000
11 教育費	1 教育総務費	愛川ふれあいの村空調設備 整備工事費	251,000	5	88,000
				6	163,000
11 教育費	4 高等学校費	横浜翠嵐高校整備工事費 （第2期）	459,000	5	228,000
				6	231,000
11 教育費	4 高等学校費	旭高校整備工事費	376,000	5	91,000
				6	285,000

款	項	事業名	総額	年度	年割額
11 教育費	4 高等学校費	白山高校整備工事費（第3期）	306,000	5	165,000
				6	141,000
11 教育費	4 高等学校費	川和高校整備工事費（第3期）	92,000	5	30,000
				6	62,000
11 教育費	4 高等学校費	舞岡高校整備工事費（第2期）	246,000	5	75,000
				6	171,000
11 教育費	4 高等学校費	住吉高校整備工事費	322,000	5	174,000
				6	148,000
11 教育費	4 高等学校費	川崎北高校整備工事費	494,000	5	220,000
				6	274,000
11 教育費	4 高等学校費	向の岡工業高校整備工事費	213,000	5	94,000
				6	119,000
11 教育費	4 高等学校費	相模原高校整備工事費（第4期）	199,000	5	60,000
				6	139,000
11 教育費	4 高等学校費	厚木北高校整備工事費	498,000	5	146,000
				6	352,000
11 教育費	6 社会教育費	県立図書館収蔵館改修工事費	3,187,000	5	205,000
				6	2,982,000
11 教育費	6 社会教育費	生命の星・地球博物館改修工事費	214,000	5	63,000
				6	151,000

第 3 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
行政文書目録検索・閲覧システム運営費	令和5年度から 令和9年度まで	千円 10,230
文書管理システム運営費	令和5年度から 令和9年度まで	113,380
グループウェアシステム保守委託費	令和5年度から 令和7年度まで	82,501
オープンデータ推進事業費	令和5年度から 令和8年度まで	154,602
神奈川電子自治体共同運営サービス事業費	令和5年度から 令和7年度まで	19,246
会計ナビ運営費	令和5年度から 令和9年度まで	9,983
電子契約システム運営費	令和5年度から 令和10年度まで	18,517
高津合同庁舎借上事業費	令和5年度から 令和29年度まで	11,536
賦課徴収事務委託費	令和5年度から 令和6年度まで	17,093
税務システム開発運営費	令和5年度から 令和10年度まで	400,235
地方債の共同発行によって生ずる連帯債務	令和5年度から 令和15年度まで	共同発行団体による共同発行の総額から 神奈川県の負担額を除いた額及び当該額 に対する利子相当額
地球市民かながわプラザ指定管理費	令和5年度から 令和7年度まで	744
県民ホール及び音楽堂指定管理費	令和5年度から 令和7年度まで	1,398
(公社) 神奈川県農業会議の資金借入れに伴う金融機関に対する損失補償	令和5年度から 令和11年度まで	309,065

事 項	期 間	限 度 額
(公社) 全国農地保有合理化協会が (公社) 神奈川県農業会議に貸し付 けた農地集積・集約化対策資金貸付 金損失補償	令和5年度から 令和15年度まで	千円 11,830
(公社) 全国農地保有合理化協会が (公社) 神奈川県農業会議に貸し付 けた担い手資金貸付金損失補償	令和5年度から 令和25年度まで	7,950
治山事業費	令和5年度から 令和6年度まで	495,297
社会福祉法人神奈川県社会福祉協 会の資金借入れに伴う金融機関に 対する損失補償	令和5年度から 令和6年度まで	2,824,869
鎌倉保健福祉事務所三崎センター借 上事業費	令和5年度から 令和37年度まで	326,250
離職者等就職促進委託訓練事業費	令和5年度から 令和8年度まで	543,027
障害者就職促進委託訓練事業費	令和5年度から 令和6年度まで	8,514
セレクト神奈川100補助金	令和5年度から 令和17年度まで	3,073,890
セレクト神奈川NEXT補助金	令和5年度から 令和21年度まで	9,770,300
(公財) 神奈川産業振興センターの 資金借入れに伴う金融機関に 対する損失補償	令和5年度中	100,000,000
(公財) 神奈川産業振興センター設 備貸与事業費損失補償	令和5年度から 令和16年度まで	40,000
道路災害防除事業費	令和5年度から 令和6年度まで	460,000
路面補修機械維持整備費	令和5年度から 令和11年度まで	100,000
交通安全施設等整備費	令和5年度から 令和6年度まで	200,000
橋りょう補修費	令和5年度から 令和6年度まで	2,540,000
道路改良費	令和5年度から 令和6年度まで	1,400,000

事 項	期 間	限 度 額
街路整備費	令和5年度から 令和9年度まで	千円 1,830,000
河川環境整備事業費	令和5年度から 令和6年度まで	30,000
河川修繕費	令和5年度から 令和6年度まで	592,500
水防情報基盤緊急整備事業費	令和5年度から 令和6年度まで	140,000
河川改修事業費	令和5年度から 令和9年度まで	4,792,600
水防演習費	令和5年度から 令和6年度まで	4,000
海岸高潮対策費	令和5年度から 令和6年度まで	10,000
通常砂防事業費	令和5年度から 令和6年度まで	226,179
地すべり対策事業費	令和5年度から 令和6年度まで	150,000
急傾斜地崩壊対策事業費	令和5年度から 令和6年度まで	111,000
港湾指定管理費	令和5年度から 令和9年度まで	4,380
ホームドア設置促進事業費補助	令和5年度から 令和6年度まで	161,332
建築計画概要書等閲覧交付システム 開発運営費	令和5年度から 令和10年度まで	814,666
都市公園指定管理費	令和5年度から 令和8年度まで	16,200
教育施設環境整備費	令和5年度から 令和6年度まで	451,000
入学者選拔出願システム開発運営費	令和5年度から 令和9年度まで	221,185

事 項	期 間	限 度 額
高等学校仮校舎借上事業費	令和5年度から 令和6年度まで	千円 396,741
高等学校施設整備工事関連費	令和5年度から 令和6年度まで	452,000
職員情報総合管理システム再構築事業費	令和5年度から 令和6年度まで	1,056,000
民間活力導入型交番新築工事費	令和5年度から 令和5年度まで	345,618

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(総務債) 水源地域活性推進事業費	89,000	借入先 財務省、銀行又はその他 借入方法 債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）又は普通貸借の方法による。債券発行の場合における発行価格については、知事が定める。 借入時期 令和5年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を翌年度に繰り延べ起債することができる。 その他 経済界その他の状況により長期債の借入れが適当でないと認めるときは、知事が適宜償還期間を定め、長期債を償還財源とする短期債をもって一時本起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。	年5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	償還期間 据置期間を含め60年以内。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、繰り上げし、又は低利債に借り替えることができる。 償還財源 一般歳入又はその他
(総務債) 電気自動車等整備事業費	25,000			
(総務債) 庁舎等施設整備事業費	3,012,000			
(総務債) スポーツ施設整備事業費	1,175,000			
(環境債) 緑地保全等事業費	163,000			
(環境債) 自然公園施設整備費	217,000			
(環境債) 自然環境保全センター施設整備費	1,000			
(民生債) 電気自動車等整備事業費	2,000			
(民生債) 社会福祉施設整備費	553,000			
(衛生債) 平塚保健福祉事務所秦野センター新築工事費	119,000			
(衛生債) 電気自動車等整備事業費	2,000			
(衛生債) 公的医療機関等整備費	39,000			
(衛生債) 総合リハビリテーションセンター施設整備費	161,000			
(労働債) 港湾職業訓練センター施設整備費	3,000			
(農林水産業債) 電気自動車等整備事業費	14,000			
(農林水産業債) 一般公共事業費	2,376,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(農林水産業債) 県有林事業費	千円 2,000			
(商工債) 庁舎等施設整備事業費	720,000			
(商工債) 浦島合同庁舎(仮称) 新築工事費	19,000			
(土木債) 電気自動車等整備事業費	28,000			
(土木債) 庁舎等施設整備事業費	424,000			
(土木債) 一般公共事業費	31,820,000			
(土木債) 地方道路等整備事業費	8,349,000			
(土木債) 河川等整備事業費	3,915,000			
(警察債) 警察施設整備事業費	4,020,000			
(教育債) 高等学校施設整備事業費	19,152,000			
(教育債) 特別支援学校施設整備事業費	481,000			
(教育債) 社会教育施設整備事業費	415,000			
(災害復旧債) 農林水産施設災害復旧費	234,000			
(災害復旧債) 公共土木施設災害復旧費	349,000			
臨時財政対策債	50,000,000			
合計	127,879,000			

令和5年度神奈川県市町村自治振興事業会計予算

令和5年度神奈川県市町村自治振興事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ81億5,523万6千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月13日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市町村自治振興事業収入		8,155,236 ^{千円}
	1 貸付金収入	5,111,212
	2 繰入金	2,647,821
	3 繰越金	396,003
	4 諸収入	200
歳 入 合 計		8,155,236

歳 出

款	項	金 額
1 市町村自治振興事業費		8,155,236 ^{千円}
	1 市町村振興事業費	7,522,897
	2 権限移譲等推進事業費	506,920
	3 公債費	125,419
歳 出 合 計		8,155,236

令和5年度神奈川県公債管理特別会計予算

令和5年度神奈川県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,118億5,238万7千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月13日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 公 債 管 理 収 入		611,852,387 ^{千円}
	1 財 産 収 入	7,152,098
	2 繰 入 金	468,674,289
	3 県 債	136,026,000
歳 入 合 計		611,852,387

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 管 理 費		611,852,387 ^{千円}
	1 公 債 費	611,852,387
歳 出 合 計		611,852,387

令和5年度神奈川県公営競技収益配分金等管理会計予算

令和5年度神奈川県公営競技収益配分金等管理会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月13日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 公営競技収益配分金等 管 理 収 入		千円 1,400,000
	1 収 益 配 分 金 収 入	1,400,000
歳 入 合 計		1,400,000

歳 出

款	項	金 額
1 公営競技収益配分金等管理費		千円 1,400,000
	1 繰 出 金	1,400,000
歳 出 合 計		1,400,000

令和5年度神奈川県地方消費税清算会計予算

令和5年度神奈川県地方消費税清算会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,710億5,907万8千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月13日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 地方消費税清算収入		871,059,078 ^{千円}
	1 地方消費税収入	455,328,843
	2 地方消費税清算金収入	415,730,235
歳 入 合 計		871,059,078

歳 出

款	項	金 額
1 地方消費税清算費		871,059,078 ^{千円}
	1 地方消費税清算費	871,059,078
歳 出 合 計		871,059,078

令和5年度神奈川県災害救助基金会計予算

令和5年度神奈川県災害救助基金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億4,669万8千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月13日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 災 害 救 助 基 金		千円 546,698
	1 財 産 収 入	5,659
	2 国 庫 支 出 金	282,508
	3 繰 入 金	258,528
	4 繰 越 金	1
	5 諸 収 入	2
歳 入 合 計		546,698

歳 出

款	項	金 額
1 災 害 救 助 費		千円 546,698
	1 救 助 費	541,039
	2 財 産 費	5,659
歳 出 合 計		546,698

令和5年度神奈川県恩賜記念林業振興資金会計予算

令和5年度神奈川県恩賜記念林業振興資金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,286万6千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月13日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 林業振興資金収入		142,866 ^{千円}
	1 貸付金収入	35,046
	2 繰越金	107,819
	3 諸収入	1
歳 入 合 計		142,866

歳 出

款	項	金 額
1 林業振興資金		142,866 ^{千円}
	1 貸付金	109,000
	2 事務費	60
	3 予備費	33,806
歳 出 合 計		142,866

令和5年度神奈川県林業改善資金会計予算

令和5年度神奈川県林業改善資金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,593万6千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月13日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 林業改善資金収入		千円 65,936
	1 貸付金収入	6,228
	2 繰入金	59
	3 繰越金	59,648
	4 諸収入	1
歳 入 合 計		65,936

歳 出

款	項	金 額
1 林業改善資金		千円 65,936
	1 貸付金	30,000
	2 事務費	59
	3 予備費	35,877
歳 出 合 計		65,936

令和5年度神奈川県水源環境保全・再生事業会計予算

令和5年度神奈川県水源環境保全・再生事業会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ93億7,798万7千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月13日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 水源環境保全・再生事業収入		9,377,987 ^{千円}
	1 財 産 収 入	20
	2 寄 附 金	130
	3 繰 入 金	9,377,621
	4 諸 収 入	216
歳 入 合 計		9,377,987

歳 出

款	項	金 額
1 水源環境保全・再生事業費		9,377,987 ^{千円}
	1 保 全 ・ 再 生 事 業 費	4,970,514
	2 積 立 金	4,407,473
歳 出 合 計		9,377,987

令和5年度神奈川県沿岸漁業改善資金会計予算

令和5年度神奈川県沿岸漁業改善資金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,942万6千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月13日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金収入		千円 119,426
	1 貸付金収入	20,841
	2 繰入金	879
	3 繰越金	97,705
	4 諸収入	1
歳 入 合 計		119,426

歳 出

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金		千円 119,426
	1 貸付金	50,000
	2 事務費	879
	3 予備費	68,547
歳 出 合 計		119,426

令和5年度神奈川県介護保険財政安定化基金会計予算

令和5年度神奈川県介護保険財政安定化基金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ580万1千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月13日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 介護保険財政安定化基金		千円 5,801
	1 財 産 収 入	5,800
	2 諸 収 入	1
歳 入 合 計		5,801

歳 出

款	項	金 額
1 介護保険財政安定化費		千円 5,801
	1 積 立 金	5,801
歳 出 合 計		5,801

令和5年度神奈川県母子父子寡婦福祉資金会計予算

令和5年度神奈川県母子父子寡婦福祉資金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億8,173万1千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月13日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金収入		千円 1,381,731
	1 貸 付 金 収 入	457,687
	2 繰 入 金	16,804
	3 繰 越 金	905,307
	4 諸 収 入	1,933
歳 入 合 計		1,381,731

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金		千円 1,381,731
	1 貸 付 金	350,000
	2 事 務 費	19,193
	3 繰 出 金	40,307
	4 公 債 費	81,100
	5 予 備 費	891,131
歳 出 合 計		1,381,731

令和5年度神奈川県国民健康保険事業会計予算

令和5年度神奈川県国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,176億3,268万6千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月13日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険事業収入		717,632,686 ^{千円}
	1 分担金及び負担金	256,893,272
	2 国庫支出金	187,145,374
	3 財産収入	11,759
	4 繰入金	54,055,698
	5 諸収入	219,526,583
歳 入 合 計		717,632,686

歳 出

款	項	金 額
1 国民健康保険事業費		717,632,686 ^{千円}
	1 国民健康保険事業費	717,450,594
	2 貸付金	150,000
	3 積立金	22,092
	4 予備費	10,000
歳 出 合 計		717,632,686

令和5年度地方独立行政法人神奈川県立病院機構資金会計予算

令和5年度地方独立行政法人神奈川県立病院機構資金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ61億7,807万9千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和5年2月13日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 病院機構資金収入		6,178,079 ^{千円}
	1 貸付金収入	3,598,079
	2 県 債	2,580,000
歳 入 合 計		6,178,079

歳 出

款	項	金 額
1 病院機構資金		6,178,079 ^{千円}
	1 貸 付 金	2,580,000
	2 公 債 費	3,598,079
歳 出 合 計		6,178,079

第 2 表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>(衛生債) 病院機構資金貸付金</p>	<p style="text-align: right;">千円</p> <p>2,580,000</p>	<p>借入先 財務省、銀行又はその他</p> <p>借入方法 債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）又は普通貸借の方法による。債券発行の場合における発行価格については、知事が定める。</p> <p>借入時期 令和5年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を翌年度に繰り延べ起債することができる。</p> <p>その他 経済界その他の状況により長期債の借入れが適当でないと認めるときは、知事が適宜償還期間を定め、長期債を償還財源とする短期債をもって一時本起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。</p>	<p>年5.0%以内</p>	<p>償還期間 据置期間を含め60年以内。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、繰り上げし、又は低利債に借り替えることができる。</p> <p>償還財源 貸付返納金又はその他</p>

令和5年度神奈川県中小企業資金会計予算

令和5年度神奈川県中小企業資金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21億3,268万9千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和5年2月13日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 中 小 企 業 資 金 収 入		千円 2,132,689
	1 貸 付 金 収 入	1,507,267
	2 繰 入 金	212,069
	3 繰 越 金	211,866
	4 諸 収 入	1,487
	5 県 債	200,000
歳 入 合 計		2,132,689

歳 出

款	項	金 額
1 中 小 企 業 資 金		千円 2,132,689
	1 貸 付 金	400,000
	2 事 業 費	12,069
	3 事 務 費	105,803
	4 繰 出 金	649,056
	5 公 債 費	965,761
歳 出 合 計		2,132,689

第 2 表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(商工債) 小規模企業者等設備 貸与事業資金貸付金	千円 200,000	借入先 独立行政法人中小企 業基盤整備機構 借入方法 普通貸借又はその他 借入時期 令和5年度	年3.4%以内	償還期間 据置期間を含め20年 以内。ただし、財政 の都合により繰上償 還することができ る。 償還財源 貸付返納金又はその 他

令和5年度神奈川県県営住宅事業会計予算

令和5年度神奈川県県営住宅事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ259億1,574万4千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和5年2月13日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県営住宅事業収入		25,915,744 ^{千円}
	1 事業収入	9,636,347
	2 使用料及び手数料	828,545
	3 国庫支出金	3,443,435
	4 財産収入	433,726
	5 繰入金	4,790,000
	6 繰越金	1,000
	7 諸収入	32,691
	8 県債	6,750,000
歳 入 合 計		25,915,744

歳 出

款	項	金 額
1 県営住宅事業費		25,915,744 ^{千円}
	1 住宅費	18,744,266
	2 積立金	1,015,732
	3 公債費	6,153,746
	4 予備費	2,000
歳 出 合 計		25,915,744

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
県営住宅管理システム開発運営費	令和5年度から 令和11年度まで	千円 1,190,045
中高層公営住宅建設事業費	令和5年度から 令和7年度まで	12,684,878

第 3 表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>(土木債) 県営住宅整備事業費</p>	<p style="text-align: right;">千円</p> <p>6,750,000</p>	<p>借入先 財務省、銀行又はその他</p> <p>借入方法 債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）又は普通貸借の方法による。債券発行の場合における発行価格については、知事が定める。</p> <p>借入時期 令和5年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を翌年度に繰り延べ起債することができる。</p> <p>その他 経済界その他の状況により長期債の借入れが適当でないと認めるときは、知事が適宜償還期間を定め、長期債を償還財源とする短期債をもって一時本起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。</p>	<p>年5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。</p>	<p>償還期間 据置期間を含め60年以内。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、繰り上げし、又は低利債に借り替えることができる。</p> <p>償還財源 繰入金又はその他</p>

令和5年度神奈川県流域下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度神奈川県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市町数	22	市町
(2) 年間総処理水量	281,283,174	立方メートル
(3) 一日平均処理水量	768,533	立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	流域下水道事業収益	29,027,464	千円
第1項	営業収益	14,497,618	千円
第2項	営業外収益	14,529,846	千円
		支	出
第1款	流域下水道事業費用	30,565,848	千円
第1項	営業費用	29,441,846	千円
第2項	営業外費用	410,202	千円
第3項	予備費	713,800	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額21億7,173万8千円は、当年度分損益勘定留保資金21億7,113万1千円及び繰越工事資金60万7千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	7,479,240 千円
第1項	企業債	1,453,000 千円
第2項	負担金	1,591,053 千円
第3項	国庫補助金	3,845,802 千円
第4項	他会計補助金	589,385 千円

支 出

第1款	資本的支出	9,650,978 千円
第1項	建設改良費	7,479,847 千円
第2項	企業債償還金	2,171,131 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
相模川流域下水道太井ポンプ場電気設備等改築工事費	令和5年度から 令和7年度まで	332,700 <small>千円</small>
相模川流域下水道左岸処理場改築工事費	令和5年度から 令和7年度まで	6,646,200
相模川流域下水道右岸処理場改築工事費	令和5年度から 令和6年度まで	845,600
酒匂川流域下水道運転業務委託費	令和5年度から 令和8年度まで	112,799
酒匂川流域下水道施設整備工事費	令和5年度から 令和6年度まで	475,000
酒匂川流域下水道左岸処理場改築工事費	令和5年度から 令和7年度まで	2,047,000
酒匂川流域下水道左岸処理場焼却炉改築工事費	令和5年度から 令和9年度まで	9,930,000
酒匂川流域下水道右岸処理場改築工事費	令和5年度から 令和6年度まで	90,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	千円 1,453,000	借入先 財務省、銀行又はその他 借入方法 債券発行又は普通貸借の方法による。債券発行の場合における発行価格については、知事が定める。 借入時期 令和5年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を翌年度に繰り延べ起債することができる。 その他 経済界その他の状況により長期債の借入れが適当でないとき、知事が適宜償還期間を定め、長期債を償還財源とする短期債をもって一時本起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。	年5.0%以内	償還期間 据置期間を含め60年以内。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、繰り上げし、又は低利債に借り替えることができる。 償還財源 事業収入又はその他

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、10億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と営業外費用

(他会計からの補助金)

第9条 収益的支出及び資本的支出の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、31億4,866万円である。

令和5年2月13日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

令和5年度神奈川県水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度神奈川県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	1,419,548 戸
(2) 年間総給水量	307,745,876 立方メートル
(3) 一日平均給水量	840,835 立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入
第1款	水道事業収益	60,831,758 千円
第1項	営業収益	56,059,433 千円
第2項	営業外収益	4,752,325 千円
第3項	特別利益	20,000 千円
		支 出
第1款	水道事業費用	58,021,050 千円
第1項	営業費用	56,360,500 千円
第2項	営業外費用	1,497,477 千円
第3項	特別損失	63,073 千円
第4項	予備費	100,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額204億4,490万2千円は、減債積立金2億1,800万円、建設改良積立金37億4,200万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額24億6,277万9千円、過年度分損益勘定留保資金27億1,924万5千円及び当年度分損益勘定留保資金113億287万8千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	21,122,566 千円
第1項	企業債	13,000,000 千円
第2項	他会計からの長期借入金	8,000,000 千円
第3項	固定資産売却代	9,788 千円
第4項	貯蔵品売却代	1 千円
第5項	分担金及び負担金	31,526 千円
第6項	雑収入	1 千円
第7項	補助金	81,250 千円

支 出

第1款	資本的支出	41,567,468 千円
第1項	一般建設改良費	28,193,491 千円
第2項	企業債償還金	9,693,406 千円
第3項	他会計からの長期借入金償還金	3,660,748 千円
第4項	国庫補助金返納金	9,823 千円
第5項	予備費	10,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
送配水施設維持運営費	令和5年度から 令和6年度まで	68,646 <small>千円</small>
給水装置維持運営費	令和5年度から 令和6年度まで	15,456
水道営業所維持運営費	令和5年度から 令和8年度まで	1,363,234
上下水道料金電算処理事業費	令和5年度から 令和6年度まで	6,116
箱根地区水道事業包括委託事業費	令和5年度から 令和15年度まで	12,277,635
原水及び浄水設備整備事業費	令和5年度から 令和6年度まで	433,989

事 項	期 間	限 度 額
水道施設耐震化事業費	令和5年度から 令和6年度まで	千円 450,590
応急給水体制整備促進事業費	令和5年度から 令和6年度まで	140,795
老朽配水管リフレッシュ事業費	令和5年度から 令和6年度まで	3,077,343
その他配水設備整備事業費	令和5年度から 令和6年度まで	1,322,093
業務設備整備事業費	令和5年度から 令和6年度まで	167,981

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
一般建設改良費	千円 13,000,000	借入先 財務省、銀行又はその他 借入方法 債券発行又は普通貸借の方法による。債券発行の場合における発行価格については、知事が定める。 借入時期 令和5年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を翌年度に繰り延べ起債することができる。 その他 経済界その他の状況により長期債の借入れが適当でないとき、知事が適宜償還期間を定め、長期債を償還財源とする短期債をもって一時本起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。	年5.0%以内	償還期間 据置期間を含め60年以内。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、繰り上げし、又は低利債に借り替えることができる。 償還財源 事業収入又はその他

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、40億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、172万4千円と定める。

令和5年2月13日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

令和5年度神奈川県電気事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度神奈川県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間目標供給電力量 737,587,272 キロワットアワー

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	電気事業収益	8,567,331 千円
第1項	営業収益	8,316,924 千円
第2項	財務収益	18,824 千円
第3項	事業外収益	211,583 千円
第4項	特別利益	20,000 千円
支 出		
第1款	電気事業費用	8,303,342 千円
第1項	営業費用	7,763,872 千円
第2項	財務費用	24,286 千円
第3項	事業外費用	465,184 千円
第4項	特別損失	20,000 千円
第5項	予備費	30,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額18億5,398万3千円は、減債積立金3億6,000万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億3,427万6千円及び過年度分損益勘定留保資金13億5,970万7千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	704,888 千円
第1項	分担金及び負担金	618,290 千円
第2項	運用資金償還金	2,022 千円
第3項	雑収入	2 千円
第4項	補助金	84,574 千円

支 出

第1款	資本的支出	2,558,871 千円
第1項	建設改良費	841,148 千円
第2項	相模貯水池建設改良事業費	753,279 千円
第3項	相模貯水池整備費	513,744 千円
第4項	企業債償還金	440,700 千円
第5項	予備費	10,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水力発電施設等維持運営費	令和5年度から 令和7年度まで	51,095 <small>千円</small>
水力発電設備整備事業費	令和5年度から 令和9年度まで	4,134,003
たな卸資産購入限度額	令和5年度から 令和6年度まで	12,460

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と事業外費用

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、1,457万7千円と定める。

令和5年2月13日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

令和5年度神奈川県公営企業資金等運用事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度神奈川県公営企業資金等運用事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 保有資産の運用及び地域振興施設等の調査、整備

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第1款	事業収益	875,311	千円
第1項	営業収益	476,709	千円
第2項	営業外収益	398,602	千円
		支 出	
第1款	事業費用	693,139	千円
第1項	営業費用	418,410	千円
第2項	営業外費用	264,729	千円
第3項	予備費	10,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額38億2,604万6千円は、過年度分損益勘定留保資金36億5,000万3千円及び繰越利益剰余金処分額1億7,604万3千円で補填するものとする。）。

		収 入	
第1款	資本的収入	4,442,853	千円
第1項	他会計への長期貸付金償還金	3,660,747	千円
第2項	その他長期貸付金償還金	9,874	千円

第3項 雑収入 772,232 千円

支 出

第1款 資本的支出 8,268,899 千円
第1項 他会計への長期貸付金 8,000,000 千円
第2項 地域振興施設等整備費 82,856 千円
第3項 他会計繰出金 176,043 千円
第4項 予備費 10,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
共通管理費	令和5年度から 令和11年度まで	9,042 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と営業外費用

(利益剰余金の処分)

第7条 繰越利益剰余金のうち1億7,604万3千円は、次のとおり処分するものと定める。

- (1) 他会計繰出金 176,043 千円

(重要な資産の処分)

第8条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	処分の態様
1 処分する資産	建物等	寒川学校給食センター 高座郡寒川町宮山地内	有償譲渡

令和5年2月13日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

令和5年度神奈川県相模川総合開発共同事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度神奈川県相模川総合開発共同事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 神奈川県と横浜市、川崎市及び横須賀市とが共有する次に掲げるものの管理

ア 城山ダム及びこれに付帯する施設

イ 寒川取水施設

(2) 神奈川県と横浜市及び横須賀市とが共有する寒川取水施設の管理

(3) 取水量 毎秒最大 23.718立方メートル

(単位 立方メートル/秒)

事業者名 区分	神奈川県	横浜市	川崎市	横須賀市	神奈川県内 広域水道企 業団	計
(1)に係るものの 取水量	2.86	5.66	4.78	1.70	—	15.00
(2)に係るものの 取水量	0.435	0.483	—	0.082	—	1.00
(2)の施設を使用して 行う取水で、表中(2) に係るものの取水量 以外のものの取水量	—	—	—	—	7.718	7.718
計	3.295	6.143	4.78	1.782	7.718	23.718

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	共同施設管理収入	2,393,507 千円
第1項	共同施設管理受託収入	2,187,458 千円
第2項	津久井湖環境整備管理受託収入	158,814 千円
第3項	津久井湖管理収入	47,235 千円

支 出

第1款	共同施設管理費	2,393,507 千円
第1項	共同施設受託管理費	2,187,458 千円
第2項	津久井湖環境整備受託管理費	158,814 千円
第3項	津久井湖管理費	47,235 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	資本的収入	270,845 千円
第1項	共同施設改良受託収入	270,845 千円

支 出

第1款	資本的支出	270,845 千円
第1項	共同施設改良費	270,845 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
城山ダム施設管理事業費	令和5年度から 令和7年度まで	443,473 <small>千円</small>

令和5年2月13日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

令和5年度神奈川県酒匂川総合開発事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度神奈川県酒匂川総合開発事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 神奈川県と神奈川県内広域水道企業団及び東京発電株式会社とが共有するダムの管理
- (2) 取水量 毎秒最大 20.95立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第1款	三保ダム管理収入	1,552,079	千円
	第1項 三保ダム管理受託収入	1,519,260	千円
	第2項 丹沢湖管理収入	32,819	千円
		支 出	
第1款	三保ダム管理費	1,552,079	千円
	第1項 三保ダム受託管理費	1,519,260	千円
	第2項 丹沢湖管理費	32,819	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第1款	資本的収入	39,437	千円
	第1項 三保ダム施設改良受託収入	39,437	千円

支 出

第1款	資本的支出	39,437 千円
第1項	三保ダム施設改良費	39,437 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
三保ダム施設管理事業費	令和5年度から 令和6年度まで	9,317 <small>千円</small>
貯水池等保全対策事業費	令和5年度から 令和6年度まで	152,708

令和5年2月13日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治